

「職員等の再就職審査に関する事務処理要綱」の
一部改正について

改正内容

① 再就職の定義を追加

「1日もしくは1週間の労働時間又は1ヶ月の労働日数が正社員の概ね4分の3以上であり、かつ、2ヶ月以上雇用される見込みがあるものとする。ただし、法人の非常勤役員や顧問等に就任する場合についても、前項の就職に含むものとする。」

② 市長から申請者への再就職審査結果通知書（別紙3）に異議申立て等ができる旨の教示文を追加

「この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市長を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。」

(参考)

国家公務員法（第106条の3）では、職員が在職中に利害関係企業に対して求職活動を行うことを禁止し、再就職等監視委員会の承認を得た場合等に、その適用を除外することとしている。

同時に、当該承認に関しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを同委員会に対して行うことができる旨を規定している。

異議申立てについて

1 根拠

行政不服審査法

2 期限、申立相手

処分があったことを知った日の翌日から 60 日以内に、当該処分を行った行政庁に対して行う。

3 申立て事項（様式の定めは無い）

- ・ 異議申立人の氏名、年齢、住所
- ・ 異議申立てにかかる処分
- ・ 処分があったことを知った日
- ・ 異議申立ての趣旨、理由
- ・ 異議申立て教示の有無、内容
- ・ 異議申立ての年月日

4 フロー（本市再就職審査の場合）

- ① 再就職承認・不承認通知（処分）
- ② 異議申立ての提起
- ③ 異議申立ての調査（補正命令）
- ④ 人事監察委員会への諮問
- ⑤ 市長により決定
 - ・ 申立ての却下（申立て期限超過、不適法）
 - ・ 申立ての棄却（異議申立て理由が不存在）
 - ・ 処分の一部取り消し
 - ・ 処分の全部取り消し

※異議申立ての受理から決定までの期間の定めは無い。